

平成 31 年 1 月 29 日
農林水産省顧問（大臣官房参事官）
消費・安全局畜水産安全管理課

飼料行政について
—平成 30 年の成果と今後の方針—

飼料は、家畜の栄養に供するものであり、家畜にとって安全であり、また、家畜から生産される畜産物がヒトにとっても安全であることが必要。

日本の飼料は、自給飼料主体の欧米とは異なり、輸入飼料への依存度が高いことから、輸入飼料・国産飼料の両方について安全を確認することが必要。

輸入飼料：南米からの輸入穀類等、調達先が多様化

国産飼料：飼料用稲、とうもろこしや食品残さなどの自給飼料の生産や国内未利用資源の飼料利用を推奨

飼料に関する規制は、農林水産省が主管である飼料安全法において実施。飼料をめぐる情勢は、時代と共に大きく変化していることから、科学的根拠に基づき、リスクの程度に応じた管理を適切に行うため、適宜、規制の見直しを実施。

1. 残留農薬や汚染物質の基準値設定

- 基準値の設定は、畜産物を通じた消費者の安全だけでなく、家畜・家きんにとって安全であることが重要。更には、より安全で高品質な飼料を輸入するためにも重要。
- ・ 相手国の基準値を満たさない粗悪な飼料が、我が国に輸入されることの回避が可能。
- ・ 飼料中から有害化学物質が検出された場合、家畜への給与の可否の判断が容易。

(1) 残留農薬

- 飼料中の残留農薬の基準は、作物残留試験及び家畜を用いた動物試験のデータから以下の農薬について設定。
 - ・ 我が国で使用の多い輸入穀類及び牧草に使用される農薬（60 農薬）
 - ・ 国産の飼料用稲等の飼料作物（稲わら、稲発酵粗飼料、粃米等として利用）に使用される農薬（80 農薬）
- 国外*で新たに飼料作物に使用される農薬について、飼料の残留基準値設定に必要なデータ提出の手続等を示し、基準値設定を促進。

※ 飼料作物の輸入量の多い米国、豪州、カナダ、ブラジル、アルゼンチン及び中国

(2) 汚染物質等（かび毒、重金属等）

- 8物質（アフラトキシンB₁、ゼアレノン、デオキシニバレノール、カドミウム、総水銀、鉛、総ヒ素、メラミン）の基準値を設定。
- 飼料中の汚染物質の含有実態及び家畜を用いた試験のデータをもとに新たにかび毒（フモニシンB₁、B₂、B₃）の基準値設定を検討。
- たん白質の欺瞞剤として使用される可能性があるシアヌル酸について基準値設定を検討。
- 現行の基準値についても、最新の含有実態のデータを元に基準値の見直しを検討。
- 引き続き、飼料中の汚染物質等の含有実態を計画的に調査し、得られたデータを活用し、リスクに応じて配合飼料や飼料原料に対する基準値を設定。

2. 飼料添加物

- 飼料添加物は、農業資材審議会・食品安全委員会において安全等を確認した上で指定。
 - ・ 飼料の品質の低下の防止（保存剤）
 - ・ 飼料の栄養成分その他有効成分の補給（ビタミンやミネラル等）
 - ・ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進（消化しにくい形態のリン化合物を分解する酵素等）
- 抗菌性飼料添加物のうち、薬剤耐性菌によるリスクが無視出来ない抗菌性飼料添加物は、指定を取消（硫酸コリスチン、バージニアマイシン）。
- 飼料添加物をめぐる情勢に応じた制度の見直し
 - ・ 水溶性ビタミンのような食品添加物については審査手続の簡略化（従来は抗菌性物質の審査が多かったが、現在は酵素、ビタミン、ミネラルが主流）
 - ・ 環境汚染物質（ベンゼン等）を使用しない分析法の設定

3. 遺伝子組換え飼料の安全確認

- 遺伝子組換え飼料は、農業資材審議会・食品安全委員会において安全等を確認。
 - ① 遺伝子組換え作物（とうもろこし等7作物92種類）
 - ② 遺伝子組換え技術を用いた微生物から生産された飼料添加物（リボフラビン等5物質9種類）
- ゲノム編集をはじめとする遺伝子組換え技術の著しい進歩にあわせた安全確認の措置の見直しを検討。

4. BSEに関する飼料規制

- BSEの発生を防止するため、感染源となりうる原料（肉骨粉等）を牛用飼料として利用することを禁止。

- 牛用飼料に肉骨粉等を含むその他飼料が混入しないよう、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階において牛用飼料とその他飼料を分離。
- 最新の科学的知見等を踏まえて関連する規制の見直しを検討

5. 飼料の品質改善（栄養成分）

- 優良な飼料を推奨するため、栄養成分の最小量等を定めた公定規格を設定。
- 畜産農家が飼料の購入に際して栄養成分に関する品質を識別できるよう、栄養成分量、原材料等の表示基準を設定。